

はしかみ

No.56

2月号(February)

議会だより

暮らし人
地域を豊かに



～町消防団出初式～

1月7日、町消防団による
出初式が開催されました。

【12月定例会】

子ども医療費給付費に687万円

【県外視察研修の報告】

【区長に聞く】 田代行政区



三陸復興国立公園
みちのく凧風トレイル
日本ジオパーク認定

青森県階上町議会



※定例会・臨時会の議事録は階上町HPに掲載しております。

第6回 12月定例会

令和5年第6回定例会を12月5日開会し、12月8日閉会しました。
今回の議会では、条例の制定2件、条例の一部改正7件、補正予算6件、計15件が上程されました。審議の結果、全会一致で可決しました。他に議会案1件を可決。一般質問は、5人の議員が行いました。

区 分		補 正 額	→	予 算 総 額
一 般 会 計 (第3号)		2,737万4千円	→	59億9,156万8千円
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 (第3号)	5万8千円	→	15億1,528万8千円
	漁 業 集 落 排 水 事 業 (第2号)	6万1千円	→	4,846万8千円
	介 護 保 険 (第2号)	△70万6千円	→	14億2,381万7千円
	公 共 下 水 道 事 業 (第2号)	△1,056万8千円	→	3億3,750万8千円
	後 期 高 齢 者 医 療 (第2号)	38万8千円	→	1億7,266万8千円

※金額は、すべて表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

一般会計補正予算

《子ども医療費給付費》に687万円

2737万4千円を増額補正

▽5年度一般会計補正予算(第3号)

【歳入】 繰入金2億9995万1千円等を減額、地方交付税3億1841万4千円等を増額。

【歳出】 衛生費756万5千円等を減額、総務費2058万1千円等を増額。

【主な補正内容】 地方交付税等の交付に伴い、財政調整基金繰入金を減額。

歳出の主なものは、高校生以下の子どもが、医療機関を受診した場合の自己負担分を助成する子ども医療費給付費687万円、戸籍における氏名の振り仮名の法制化に伴うシステム改修委託料631万4千円、除雪作業委託料500万円等を増額。

▽5年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

【歳入】 県支出金5万8千円を増額。

【歳出】 総務費5万8千円を増額。

▽5年度漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

【歳入】 繰入金129万1千円を減額、繰越金135万2千円を増額。

【歳出】 総務費6万1千円を増額。

▽5年度介護保険特別会計補正予算(第2号)

【歳入】 繰入金40万2千円等を減額、県支出金2万1千円等を増額。

【歳出】 総務費84万7千円等を減額、地域支援事業費11万7千円等を増額。

▽5年度公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

【歳入】 国庫支出金690万円等を減額、繰越金493万円等を増額。

【歳出】 公共下水道事業費1123万6千円を減額、施設管理費57万8千円等を増額。

▽5年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

【歳入】 諸収入37万1千円等を増額。

【歳出】 保健事業費38万8千円を増額。

条例の制定、改正・その他

■条例制定

▽階上町下水道事業の設置等に関する条例の制定

町が行う下水道事業について、法令に定めがあるもののほか、所要事項を定めるための制定。

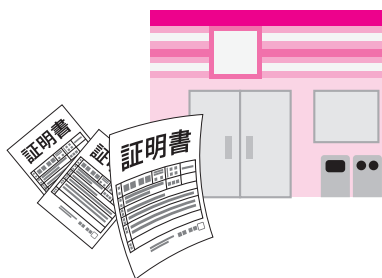
▽階上町監査委員に関する条例の制定

地方自治法の一部改正及び令和6年4月からの下水道事業の公営企業会計化に伴い、所要事項を定めるための制定。

■条例の一部改正

▽階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

令和6年3月4日から運用を開始する、コンビニエンスストア等での、印鑑登録証明書の交付に、関し必要な事項を定めるほか、所要の改正をするための一部改正。



▽階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正
町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるための一部改正。

▽階上町職員の給与に関する条例の一部改正
青森県人事委員会勧告に基づき、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるほか、所要の改正をするための一部改正。

▽階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
会計年度任用職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改めるための一部改正。

▽階上町国民健康保険税条例の一部改正
地方税法施行令の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税を減額するための一部改正。

▽階上町空き家等の対策の推進に関する条例の一部改正
空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正をするための一部改正。

▽階上町選挙管理委員及び補充員の選挙
任期満了に伴う選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙が行われ、次の方々が当選されました。

▽階上町議会議員の期末手当支給条例の一部改正
階上町議会議員の期末手当の支給割合を改めるための一部改正。

▽階上町選挙管理委員及び補充員の選挙
任期満了に伴う選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙が行われ、次の方々が当選されました。

▽階上町議会議員の期末手当支給条例の一部改正
階上町議会議員の期末手当の支給割合を改めるための一部改正。

▽階上町選挙管理委員及び補充員の選挙
任期満了に伴う選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙が行われ、次の方々が当選されました。

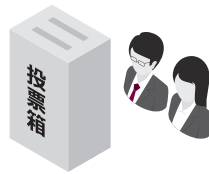
▽階上町選挙管理委員及び補充員の選挙
任期満了に伴う選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙が行われ、次の方々が当選されました。

▽階上町選挙管理委員及び補充員の選挙
任期満了に伴う選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙が行われ、次の方々が当選されました。

▽階上町選挙管理委員及び補充員の選挙
任期満了に伴う選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙が行われ、次の方々が当選されました。

議長交際費執行状況

番号	支払区分	支払月日	支払内容	支出金額
1	会費	11月28日	県選出国会議員との懇談会	8,500円
2	会費	12月11日	見心園福祉懇談会	5,000円



- 【選挙管理委員】
根岸春雄氏
濱谷孫四郎氏
佐々木重光氏
守正三氏
- 【選挙管理委員補充員】
菅井盛基氏
鈴木勉氏
甲地英世氏
桑原氏

一般質問

第6回定例会では5議員が一般質問をしました。その内容を要約して掲載します。



ここが聞きたい

★質問内容については、見やすい分かりやすい編集にしましたので、通告内容と順番が異なっている場合があります。

■ 中島 孝一 議員 4ページ

- 1 行政区長の処遇について
- 2 各集会所に支払われる指定管理料について

■ 上道 二三男 議員 5ページ

- 1 公営合葬墓計画について

■ 土橋 美加佐 議員 6ページ

- 1 階上町スポーツ少年団活動への支援について
- 2 階上町にある無形民俗文化財の保存、伝承活動への支援について

■ 大下 修 7ページ

- 1 灯明堂の灯台としての役割と史跡紹介について
- 2 町独自支援事業の「国の交付金の使途について制限が厳しく…」の答弁について
- 3 小学校児童机・椅子の物品購入について
- 4 階上町旧学校施設活用公募型プロポーザル（企画提案）の実施について

■ 小松 雅彦 8ページ

- 1 旧階上町立小舟渡小学校の活用について



中島孝一 議員

現行の行政区長の処遇の検討を

〔町長〕 社会情勢の変化等考慮しながら、前向きに進めていきたい



問① 町内会の会長でもある行政区長は、地区内の住民からの相談、苦情、問い合わせやお願ひなどに対応している。また、区長の委嘱と同時に、社会福祉協議会評議員等のいくつもの役職を兼務し、毎年たくさんの行事へ地区代表として参加する。敬老会や夏祭りなどは、自ら計画し手配し実施する。毎月、はしかみ広報等を、町内会加入の全家庭にもれなく配布し、年間7か月ほどの集金をし、依頼先に届ける。交通安全ののぼり旗の設置、回収ごみ収納庫の改修や更



新、集会所の管理、公園の管理業務を受託している行政区は、草刈りやトイレの清掃など、毎年毎年多くの業務を行っている。行政区長がこれらの業務を適切に遂行できるのは、直接地区住民と接触を繰り返し、しっかりと地区住民の生活に溶け込んでいくからで、深い信頼と絆により、区長の任務を遂行できる。行政区長の活動に対する町の処遇について、検討いただきたい。次の3点について、町の見解を伺う。

① 報償金の呼称について
② 行政区の適正な世帯数について
③ 区長の報償金の額について

答① 町長

① 平成18年度まで区長報酬として取り扱っていたものを、平成19年度から行政区長の業務の対価として支払うべきものと考え、区長報償金として取り扱っている。

② 行政区の世帯数は、行政区長から行政区割りの見直しについて望む声があり、平成8年度に、石鉢行政区を石鉢、蒼野、野場中の3行政区に、平成11年度に、赤保内行政区を赤保内、耳ヶ吠東、耳ヶ吠西の3行政区に分割し、現在の19行政区になった。今後も、行政区

各集会所の指定管理料の在り方の見直しを

〔町長〕 指定管理料及び事務の簡素化、明確化などの検討を進めていきたい。

問①

現在、集会所の指定管理料は、 地域コミュニティがなくなり、あるいは縮小し、これからの集会所は、高齢者が語り合える場所、健康保持のための場所として、また町内会の活動を活発にするためにも、集会所を開放し、いつでも集まり、気軽に利用しやすい場所としての仕組み作りが必要と考える。その場合に、指定管理料のあり方も追随して変化する必要があると思う。町の見解は。

長の意見を踏まえて検討する。

③ 報償金の額については、今後社会情勢の変化等考慮しながら、報償金改定を含めた処遇改善について、前向きに進めていきたい。

答① 町長

今年度で5か年の指定管理期間が満了になる。区長方からの意見等を参考にしながら、来年度以降の指定管理料及び事務の簡素化、明確化などの検討を進めていきたい。



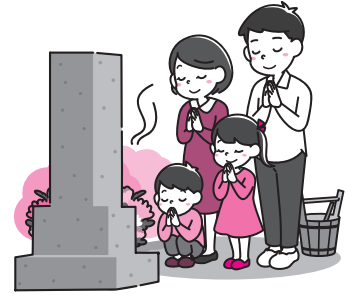
田代集会所



上道二三男 議員

町営の合葬墓整備計画の考えは無いか

〔町長〕本町では、供養等の相談環境が整っている状況を鑑み、慎重な検討が必要



問①

3年前にも同じ質問があった

が、人口減少・少子高齢化が加速し、深刻な状況が伺える。3年が経過し、町の考えに変わりはないか、あるいは、社会情勢に沿った対応をしていくのか、伺う。

当時の答弁は、「今の

段階では検討に至っていないが、納骨の方法等が多岐にわたってきている状況を踏まえ、将来的には社会情勢の変化などを考慮しながら対応を検討してまいりたい」「後継者がいないなどの理由で無縁化墓地が発生しないよう、寺院等と連携を図って現状把握に努める」であったが、現状把握にどのよう努めたのか。今後、町の都市計画に、町営の合葬墓整備の考えはないか、伺う。

答①

町長

町内墓地の管理を行っている寺院、地域共同墓地の管理者、町内葬儀事業者及び近隣市町村や県外の市町村に、墓地管理や合葬墓の整備状況について聞き取りなどを行った。

寺院には、永代供養墓と無縁供養墓がそれぞれ設置されており、どの寺院も、年に数件、永代供養や墓じまいの相談がある。寺院の中には、公営合葬墓等の整備に伴う、寺院経営の影響について言及されたところもあった。

地域の共同墓地管理者には、合葬墓に関しての相談等はないが、近年、墓じまいの相談や、実際に墓じまいをした墓がある。また、葬儀事業者には、墓を持たない供養方法についての相談が、非常に多くなってきていると伺った。

問②

県内において、合葬墓に関する

町民アンケートを実施した町がある。本町でも、広く町民から意見を伺うアンケートの計画はいかがか。

答②

町民生活課長

町内墓地の管理状況と状況把握を継続し、公営合葬墓について慎重に検討する中で、アンケートについては、考えていきたい。



八戸市東霊園の合葬墓（八戸市提供）



土橋美加佐 議員

スポーツ少年団活動に対する支援は

〔教育長〕 定期的に情報交換等を行い、支援に努めたい



スポーツ少年団の活動の様子

問① 現在小学校区ごとに、5つの単位スポーツ団があり、各単位団とも保護者から徴収した会費から、大会出場参加費、選手登録料、学校施設を使用した場合の暖房費などを捻出しているが、会費だけでは活動が難しくなっている。そこで、スポーツ少年団の活動場所となる小学校体育館施設の整備、また活動に対する支援について、町の見解を伺う。



答① 教育長

小学校体育館施設の整備は、各学校からの要望を踏まえ検討する。また、町体育協会補助金の見直しを行うなど、今後も定期的に情報交換等を行い、課題を共有しながら、支援に努めたい。

問② 町体育協会補助金の見直しを具体的に伺う。

答② 教育課長

競技協会に対する活動費補助金との整合性を図り、スポーツ少年団に対する活動費補助金を、新たに創設したい。

無形民俗文化財の保存、伝承活動に対する支援は

〔教育長〕 保存、伝承活動に対し、計画的な支援を進めたい

問① 現在町内に、国、県、及び町から無形文化財に指定されている団体が、7団体[※]ある。このうち6団体は、備品の保管や活動を行う保存館を所有している

答① 教育長

が、最も古い建物で、昭和58年建築と40年が経過し、老朽化が進んでいる。また、昨今の電気料金や灯油、ガスの高騰により、施設の管理運営も厳しく、経年劣化による衣装や道具などの備品の痛みも進み、今後十分に活動が行えなくなる可能性が出てきている。民族文化財の保存、伝承活動に対する支援について、町の見解を伺う。

町文化財保存事業補助金交付要綱により、国及び県の指定または登録を受けた文化財で、町の指定を受けた文化財の保存に要する経費に対し、補助することができる。また、八戸圏域活性化事業助成金の募集を毎年行っており、今後も継続する見込み。保存、伝承活動に対し、計画的な支援を進めていきたい。

[※]無形文化財の7団体とは

- ・田代えんぶり組
- ・平内えんぶり組
- ・鳥屋部えんぶり組
- ・平内鶏舞組
- ・赤保内青年駒踊り組
- ・道仏神楽組
- ・西光寺ナニヤドヤラ

問② 町文化財保存事業補助金交付要綱、八戸圏域活性化事業助成金を具体的に伺いたい。

答② 教育課長

補助金は、教育長が定める文化財保存事業の経費について、予算の範囲内において、その2分の1の額50万円を上限とし補助するもの。助成金は、1市町村当たりの交付件数を3件以内とし、対象事業の運営に必要な経費の5分の4以内、30万円を上限額とし助成されるものとなる。

田代えんぶり保存館





大下 修 議員

町のホームページの灯明堂の解説の文献等は

〔教育長〕 八戸藩日記、八戸聞見録及び階上町史から表記

問① 町のホームページの灯明堂の解説に、小舟渡岬付近で遭難する船が多く、とあるが、根拠となる文献等を伺う。②灯明堂の建立が、1730年、1745年と資料によって異なるが、どちらが正しいのか。③4代藩主の広信は、1741年まで、1745年は5代藩主の信興の代では。



灯明堂

答① 教育長

①詳しい出典は不明だが、八戸藩日記、八戸聞見録及び階上町史に、濃霧と岩礁が多い階上海岸を行き来する船の安全を願うために建立された、と記述されていることから、そのように表記した。②1730年が正しい。階上散策マップの増刷等に合わせ、修正する。③5代藩主信興の代となる。

町独自支援事業の交付金に関する文書名は

〔町長〕 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について

問① 町独自支援事業の、国の交付金の使途について制限が厳しくなった、と言われる交付金に関する文書名と文言を伺う。

答① 町長

令和5年3月29日付け、内閣府地方創生推進室から発出された、「新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金の取扱等について」により、エネルギーや食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援や、事業者への支援を重点的に効果的に進めるよう、推奨されている。

その他の質問

「階上町旧学校施設利活用公募型プロポーザルの実施について」は紙面の関係上掲載を省略。

教育長答弁と総合政策課長答弁の、どちらが正しいのか

〔町長〕 答弁に差異が生じているとは考えていない

問① 小学校全児童の机・椅子の購入について、9月の一般質問で、県からの補助金1000万円について、歳入名称を教育長から、再質問で、県からの支援について、総合政策課長から答弁いただいた。どちらの答弁が正しいのか。

答① 町長

先の9月定例会では、名称と項目の質問に対し、教育長が名称と項目を答弁している。また、補助しているだけなのか、との再質問で、総合政策課長が、今回は採択されなかったため、補正させていただく、と答弁した。差異が生じているとは考えていない。

問②

机・椅子が1月に納品されるが、学校の先生等から、軽くてささくれが発生しないプラスチックの椅子を使いたいとの要望があった場合、学校に任せるのか。

答② 教育課長

基本的には全児童一斉交換になる。要望があれば、活用していただくことで考えている。

問③

県から1000万円の補助金が出なくなったことを、議員に連絡しない理由は。

答③ 町長

これまでも、事業費の決定に伴う変更なども合わせて補正している。



小松雅彦 議員

町がリーダーとなって、
旧小舟渡小学校の活用を

〔町長〕 公募型プロポーザル
を進める



旧小舟渡小学校

問① ①旧小舟渡小学校の財産処分に関する委員会の構成メンバー、プロセス、内容は、
②計画に1、2年はかかると思う。公募をどのようにPRしたのか。
③公募型プロポーザルの実施について、(ア)安定的な事業運営とはどのようなことか。判断は誰がするのか。(イ)審査のプロセス・内容・審査委員の人数と構成は。(ウ)総合評価点のボーダーラインはあるのか。

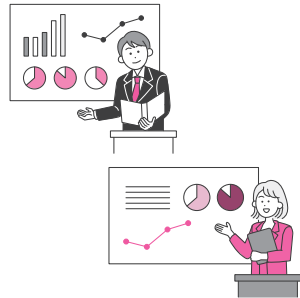
答① 町長
①財産処分に関する特別な委員会の設置等は無く、地方自治法及び条例の規定により処分となる。
②多くのメディアに紹介された他、町広報紙やホームページ・ふるさと会はかみ会などを利用して、PRに努めている。
③(ア)事業の進捗や経常収支など、業績の指標に基づき判断。判断の実施者は、副町長と課長級職員で構成する、町プロポーザル審査委員会を考えている。(イ)提案書やヒアリングの内容を基に町プロポーザル審

査委員会、審査する。(ウ)ボーダーラインを設定して審査する。なお、基準点に達しない事業者は候補者にしない。(エ)審査の効率性と参加の公平性を考慮し、幅広い参加を促すため紙媒体とした。(オ)民間団体も利用できる補助金を例示した。
④津波浸水区域への公共施設の整備は、現時点で考えていない。
⑤地元の見解を尊重して決定するという方針に従い、進めてきた。

問② ①旧小舟渡小の資産価値は。財産処分に關して、議会の承認を受けなくても良いのか。
②プロポーザル委員会に、地元の方や専門家など、外部識者をメンバーに加えるべき。事業者が決定した場合、基準点数などを公表するのか。
③補助金制度を熟知し、活用を考えた上で、プロポーザルにしたのか。

答② 総合政策課長
①不動産鑑定額は約3400万円だが、解体費用が1億1300万円の見積りで、差引き、7900万円の赤字となる。財産処分は地方自治・町の条例で処分できる。
②実施要領で、本委員会が審査を行うことを公表しているため、変更は困難。審査基準点は、これまでと同様公表しない。
③津波浸水区域への施設の設置について、検討する前に、町の公共施設の設置の考え方として、安心安全を優先する。
④観光や産業振興について、国では、民間の資金やノウハウを活用した社会整備を進めている。町としても、積極的に参画していききたい。

査委員会、審査する。(ウ)ボーダーラインを設定して審査する。なお、基準点に達しない事業者は候補者にしない。(エ)審査の効率性と参加の公平性を考慮し、幅広い参加を促すため紙媒体とした。(オ)民間団体も利用できる補助金を例示した。
④地元で一部を借りて活用したいとの意見がある。広く地元の見解を聞いていただきたい。観光や産業等の発展に寄与する拠点にしていきたいが、いかがか。



問③ プロポーザル活用における、リスクやデメリットは。企業会計の決算書で、経営の状況を正しく判断できるのか。今一歩踏みとどまって、町がリーダーとなって、広く皆様の意見を聞いて、より良い方向に活用するよう目指していきたいが、いかがか。
答③ 総合政策課長
リスクを回避するため、計画通りに進んでいない事業にまで譲渡しない。企業会計について、知識のある者もいるので、通常の判断については問題ない。公募型プロポーザルは、議員各位の賛同を進めている。



質疑あれこれ

第6回定例会の議案の中から、質疑を要約してお知らせします。

条例制定・条例改正

大下 修議員

◆下水道事業の設置等に関する条例

問 下水道事業の決算状況と予算の概要及び経営方針を明らかにする書類とは。二つの特別会計の、町民への開示は。

答 建設課長 決算等の報告の書類は、規程で12種類を想定している。今後、該当するものは精査して進めていきたい。統一ではなく、各々で明示していく方針。町のホームページに載せていく。

◆空き家等対策の推進に関する条例

問 空き家等対策の推進に関する特別措置法の中身の具体的な説明を。

答 総合政策課長 特別措置法の当町が引用している条項について、条項ずれを起こしたの

で、その部分について対処するための改正。

5年度一般会計補正予算

小坂正年議員

◆移住定住新築住宅支援事業費

問 新築住宅を建てる方が増えていることかと思うが、町内新築住宅の棟数は。

答 建設課長 今年度、4月から受付を始めており、11月末現在で34件の方が申請し、補助金を受けている。

下沢育男議員

◆敬老会補助金

問 敬老会が中止となったと思われるが、どのような経過で行えなかったのか。支出した予算について、事業の内容は。今後の敬老会の方針等は。

答 介護福祉課長 7月の区長会で、コロナの再流行を懸念し、地区敬老会は中止。代替事業として、町社会福祉協議会主催の、県知事表彰伝達式並びに町の敬老祝金贈呈式を開催。出席者は、100歳到達者、88歳到達者夫妻、88歳祝金贈呈者、計39名。今後については、行政

区長の意見を伺いながら、対応していきたい。

大下 修議員

◆事業活性化資金保証料補給費補助金

問 補助金の具体的な内容は。なぜ、この時期に補助金を出すのか。

答 産業振興課長 経営の安定を目的とし、町内事業者が融資を受けた場合にかかる保証料を、全額助成。当初、8社を見込んだが、事業者からの申請が多く、保証料が増額したため。

公共下水道事業特別会計

◆公共下水道事業特別会計補正予算

問 一般管理費の一般財源の増額理由、内訳は。

答 公共下水道事業費の一般財源の内訳、内容は。そして、国支出金と地方債の減額の内訳は。

答 建設課長 一般管理費は、その他で充てていた消費税還付金が少なくなり、納めることになったため、一般財源で補填。公共下水道事業費は、町の要求に対して、満額交付にならず

国庫支出金と地方債を減額。そのため、補助対象にならない工事等があり、一般財源で補填。

第5回臨時会

令和5年第5回臨時会が、11月10日に招集され、審議の結果、全会一致で可決しました。

報告

▽専決処分した事項の報告

自動車破損事故による被害者に係る損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることを専決処分したものを。

専決処分

▽5年度一般会計補正予算

1億7325万8千円を増額補正し、予算総額は59億6419万4千円。

【歳入】 繰入金8788万3千円等を増額。

【歳出】 商工費1億3650万3千円等を増額。

【主な補正内容】 青森県子ども・子育て世帯応援金給付事業3675万5千円、はしかみ物価高騰対策支援商品券事業に係る経費1億3650万3千円等を増額。

■その他
▽階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
一人の委員の任期満了に伴い、境栄治氏の選任に同意。(新任)



境 栄治氏

議会だより編集委員会

◆今月号の編集委員(3人)

- ・林 貢 議員(産業建設)
- ・大下 修 議員(総務財政)
- ・土橋美加佐 議員(教育民生)



第1回臨時会

令和6年第1回臨時会が、1月22日に招集され、審議の結果、全会一致で承認・可決しました。

■専決処分

▽5年度一般会計補正予算

1億1600万円を増額補正し、予算総額を61億756万8千円とする。

【歳入】 国庫支出金1億1600万円を増額。

【歳出】 民生費1億1600万円を増額。

【補正内容】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増に対する国の施策として、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円を支給する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に係る経費。

■条例の一部改正

▽階上町手数料徴収条例の一部改正

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍の広域交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の額を定めるは

か、所要の改正を行うための一部改正。令和6年3月1日より施行。

■補正予算

▽5年度一般会計補正予算(第4号)

5387万5千円を増額補正し、予算総額を61億614万3千円とする。

【歳入】 国庫支出金5387万5千円を増額。

【歳出】 民生費5387万5千円を増額。

【補正内容】

住民税均等割のみ課税世帯に、1世帯当たり10万円を給付する「低所得世帯支援給付金」と、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯において扶養されている18歳以下の子どもに、1人当たり5万円を給付する「低所得世帯支援子ども加算給付金」に係る経費。



議会活動

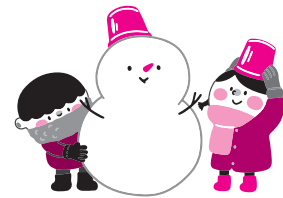
11月

- 2日 郡町村議会議員研修会
- 4日 町民文化祭(～5日)
- 4日 町文化賞・スポーツ賞表彰式
- 9日 連携中枢都市圏の形成に関する講演会
- 10日 議会運営委員会
- 10日 第5回臨時会
- 10日 議員全員協議会
- 15日 知事を囲む行政懇談会
- 20日 産業振興委員会
- 21日 県外視察研修
- 24日 町社会福祉大会
- 27日 議会運営委員会
- 28日 県選出国会議員との懇談会
- 29日 町村議会議長全国大会

12月

- 5日 第6回定例会本会議
- 5日 議員全員協議会
- 7日 第6回定例会本会議
- 8日 第6回定例会本会議

- 11日 見心園懇談会
- 14日 県外視察研修報告会
- 14日 議会基本条例制定委員会
- 14日 八戸地域広域市町村圏事務組合議員全員協議会
- 25日 八戸地域広域市町村圏事務組合議会定例会



1月

- 4日 町表彰条例による表彰式
- 4日 新年互例会
- 7日 町消防団出初式
- 7日 町成人式
- 12日 議会だより編集委員会
- 17日 視察研修
- 19日 議会だより編集委員会
- 22日 第1回臨時会
- 22日 全員協議会
- 26日 議会だより編集委員会

三戸郡町村議会議員研修会

11月2日、三戸町で開催された「三戸郡町村議会議員研修会」に、議員10名が参加。

- 講師 VISITはちのへ事務局次長 木村 聡氏
- 演題 VISITはちのへの役割と広域観光について



連携中枢都市圏の形成に関する講演会

11月9日、八戸市で開催された「連携中枢都市圏の形成に関する講演会」に、議員9名が参加。

- 講師 八戸工業大学 工学部工学科准教授
浅川 拓克氏
八戸市立市民病院 病院事業管理者
今 明秀氏
- 演題 移動型緊急手術室ドクターカーV3について



知事を囲む行政懇談会

11月15日、青森市で開催された「知事を囲む行政懇談会」に議長が出席。



議会改革

～議会基本条例制定に向けて～

【第3回階上町議会基本条例制定委員会】

令和5年12月14日

議会基本条例を制定した他自治体の条文を比較し、制定内容の検討をしました。

今後は、各自でも情報収集をし、次回の制定委員会で提案し、意見交換をする予定です。



【視察研修】

令和6年1月17日

タブレットを導入している南部町へ視察研修に行きました。



導入のきっかけ、導入スケジュール等、具体的な内容を説明していただき、実際にタブレットの操作も体験させていただきました。



議会改革の先進事例を学ぶ

～ 令和5年県外視察研修の報告 ～

令和5年10月23日と11月21日の2日間、5年ぶりに県外視察研修を実施しましたので、その内容等を報告します。

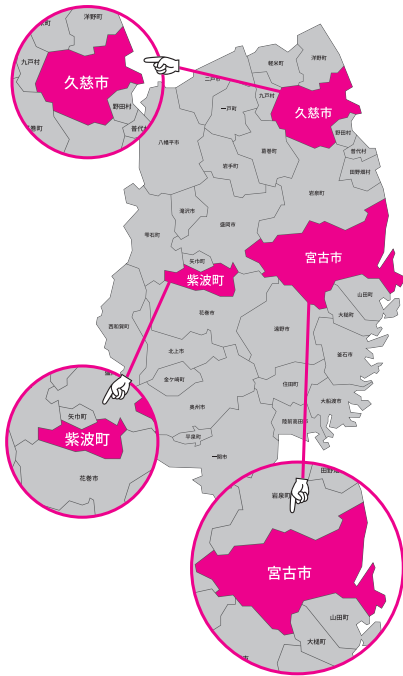
目的

今回の研修は、議会基本

条例の制定に向けた取組として、議会改革に取り組んでいる事例等を視察し、今後の施策等の議論を深めていくことを目的に実施しました。

視察先

視察先には、早稲田大学 マニフェスト研究所で毎年実施している議会改革度調査で全国300位に入っている自治体を抽出しました。



宮古市は、住民参画の分野の順位が高く、議会報告会や議会モニター制度があります。

久慈市は、機能強化の分野の順位が高く、特にタブレットを早い時期から導入して活用しています。

紫波町は、こちらも住民参画の分野の順位が高く、平成26年に議会基本条例を制定し、運用しています。

12月14日には、議員間での報告会を開催し、研修内容を今後にかかす方向性について、協議しました。（報告書は町ホームページを御覧ください）

岩手県宮古市

議会モニター制度を導入し、市民視点の議会運営を目指す

宮古市の説明

宮古市議会は、平成21年に議会基本条例と政治倫理条例を制定し、議会活性化のため、委員会の調査活動を活性化するために「通年議会」を採用したり、「議員間討議」をしてオール議会としての合意形成に努めている。

また、開かれた議会を目指し「議会報告会の実施」

質疑の内容

問 若い世代の政治参加を促す取組みは？

答 高齢議員が多いのは事実だが、女性のみの意見交換会の実施や、議会モニターに大学生が参加している。

問 議員間討議の議題の選び方は？

答 討議ができていない現状にあり、議員の資質向上が必要になっている。

本町の方向性

基本条例の制定が議会改革の基礎となると認識し、特に通年議会は議会の活性化につながるため、今後の取組みをさらに議論することとしました。



宮古市議会の議場の様子。傍聴席から見ると、左右に議員側と市長側に分かれている。



久慈市議会議員がタブレットを利用している様子。スケジュール管理もタブレットで行う。

岩手県久慈市

タブレットのメリットは情報の共有と伝達速度の向上

久慈市の説明

久慈市議会は、東日本大震災で経験した緊急時の連絡手段としてタブレットの必要性を認識し、平成25年に端末機の使用基準を制定した。タブレットは議員が自宅に持ち帰ることを考慮し、自費で購入。導入に際して、当初は抵抗感があったが、災害ではリアルタイムで情報が入るし、議員間

質疑の内容

問 タブレットの機種は？

答 個人で購入しているので機種は大きく2種類に分かれている。セキュリティも個人で負担している。

問 経費的な増減はどう感じているか？

答 資料の郵送料や紙の資料の減少で経費が削減できていると思う。

本町の方向性

タブレットの導入は早期に検討が必要であり、タブレット使用のためには議員向け講習も必要であると認識しました。



紫波町議会議員から説明を受けている様子。議会基本条例制定までの会議の内容等を詳細に説明いただきました。

岩手県紫波町

議会改革を継続するため議会基本条例を制定

紫波町の説明

議会基本条例の制定のきっかけは平成19年から議会のあり方に関する検討委員会を設置し、議会改革に取り組んできた中で、改選すればそれまでの議会活性化がなくなるのは困るので、条例を制定した。

制定までに計46回の会議を開催し、途中では町民の参画をいただいていた会議を開催した。条例を制定してから

質疑の内容

問 議員の活動日数は？

答 議長は106日、議員は74・4日。通年議会となつて相当増加している。住民との関係構築を目指しているのですがまだまだこれから忙しいのが当然。

問 議員間討議の目的効果は？

答 議会の総意を形成するための討議であり、審議に附帯決議を付するための討議もしている。

本町の方向性

基本条例制定には会議回数を重ねる必要があることや今後委員会活動を活発に行うことの必要性を再認識し、条例制定作業に取り組むことを確認しました。

「共生のオアシスタしろ」

町では、平成30年度より、19の全行政区で第2次地区計画を策定し、協働のまちづくりが進められています。

計画期間は、平成30～令和9年度の10年間で、5年度から後期計画がはじまりました。

今回は、田代行政区の土橋区長にお話を伺いました。

Q 区長になったきっかけは？



土橋区長

A 前任の区長さんが任期をまたいでも後継者が決まらない状態でした。推薦された事もあり、私でも少しは地域の役に立つ事ができるだろうか、今までお世話になった地区へ恩返しができるのであれば、とお引き受けしました。女性ならではの暮らしの細かい部分を丁寧に気付いていけたらと思っています。



田代えんぶり組

Q 田代行政区はどんなところですか。

A 人口、世帯数共に急激に減少し、59世帯、人口は140人程になっています。二つの県道が交差し、利便性が高く、岩手県北に通じる重要な地域です。また、重要民族文化財として昔から传承されている「えんぶり」、平成の初めに設立された「ナニヤドヤラ」等の文化伝承に務めています。山王権現神社、出羽三山行屋等、先代からの祭祀は継続して行なっています。

Q 第1次地区計画では、どんなことを行いましたか。

A 田代せせらぎ公園の草刈、併設されているトイレの清掃を行いました。田代集会所は、常に清潔に保たれるようにしています。新規の防犯灯の設置、舗装道路の一部修繕等、住民の要望を叶えるようにしています。春は、町道、側溝の修繕をし、年2回の草刈は全戸から協力をいただいで実施しました。人口の割に地区の面積が広く、徐々に負担が大きくなっているのが現状です。

が高齢者を支えて、安全で安心して暮らせる町づくりに努めていきたいと思っています。

Q 議会や議会広報への意見・要望はありますか。

A 高齢化が進み、車の免許を自主返納する人が増えてきました。交通の利便性も都市部に比べたら格段に劣り、病院、買物に不便をきたしている人が増えています。コミュニティバスだけではとてもカバーしきれません。高齢者の足になるようなシステムを作っていただけるように要望します。

Q 第2次地区計画のおもな取り組みは。

A コロナも第5類に移行され、人流の制限が緩和されています。ほのぼのの協力が中心になって行われる、高齢者の集いも実施しやすくなります。「森は水を湛え、水は清く流れ、里山に栗を拾い、棟下に花を装う」そんな理想をもち、高齢者



春の道路清掃の様子

編集後記

元日の能登半島地震により亡くなられた方々、被災された皆様、町議会を通し心よりお見舞い申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援にご尽力されている方々にも敬意を表し、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

(林、大下、土橋)

議会傍聴者数(延べ人数)

- ・第5回臨時会 (令和5年11月) 11月10日(2人)
- ・第6回定例会 (令和5年12月) 12月5日(3人) 12月7日(23人) 12月8日(6人)
- ・第1回臨時会 (令和6年1月) 1月22日(2人)

議会を傍聴しませんか

議会の傍聴は、受付票に住所・氏名等を記載し、受付箱に投函するだけで、どなたでも傍聴できます。